

〇栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例

平成31年3月26日

条例第3号

わが国では、障害者基本法(昭和45年法律第84号)をはじめとする国内法が整備され障害者の権利に関する条約が批准されたところではありますが、障がいや障がい者への誤解や理解不足から、社会的障壁が生じ、障がい者の日々の生活の中で、障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別は、今日においても存在しています。

こうした状況を解消し、誰もが安心して暮らしていくために、全ての市民が障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進める必要があります。

ここに、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、お互いを理解し、思いやりや共に支え合う気持ちを大切にした共生社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(令6条例13・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に若しくは断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第7号に規定する事業者のうち、市の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

(令6条例13・一部改正)

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することが尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障がいを理由とする差別の解消は、共生社会の実現のため、障がい及び障がい者に関する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格が尊重されることを基本として推進されなければならない。

3 障がいを理由とする差別の解消は、全ての市民及び事業者は地域社会を構成する多様な主体であり、互いに協力していく存在であることを基本として推進されなければならない。

(令6条例13・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を計画的に実施する責務を有する。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に関する理解を深めるとともに、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令6条例13・一部改正)

(栃木県との連携)

第6条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、栃木県と連携を図るものとする。

(啓発)

第7条 市は、市民及び事業者が障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深められるよう、啓発活動を行うものとする。

(令6条例13・一部改正)

(交流機会の拡大)

第8条 市は、障がい者及び障がい者でない者又は障がい者同士の交流の機会の拡大及び充実を通して、その相互理解の促進を図るものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

(市民及び事業者への学習機会の提供)

第10条 市は、障がい者、コミュニケーション支援者(手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者の意思の疎通を支援する者をいう。以下同じ。)、社会福祉関係団体等と協力し、障がい者の差別を解消する

ために、障がいの特性に応じて、次に掲げる事項の重要性について市民及び事業者が学習する機会を提供するよう努めるものとする。

- (1) 情報の伝達を行う際に、障がいの有無や内容にかかわらず、障がい者と障がい者でない者が同等の情報を提供される必要があること。
- (2) 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、触手話、平易な表現、絵図、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が本人以外の者との意思の疎通を図るための手段(以下「コミュニケーション手段」という。)の利用を普及すること。

(令6条例13・一部改正)

(学校等における障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進)

第11条 市は、市内に存する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進に努めるものとする。

(環境の整備)

第12条 市は、コミュニケーション支援者の派遣等、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用により、情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の養成)

第13条 市は、コミュニケーション支援者が確保されるよう、コミュニケーション支援者の養成に努めるものとする。

(情報の発信)

第14条 市は、障がい者が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することにより、当該情報を発信するよう努めるものとする。

2 市は、災害その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段により情報を取得し、又は情報が伝達されるよう、体制の整備に努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第15条 何人も、障がい者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 障がい者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (2) 障がい者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (3) 障がい者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (4) 障がい者が不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (5) 障がい者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (7) 労働者の募集又は採用に関し、障がい者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (8) 雇用する障がい者の賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをし、又は障がい者を解雇すること。
- (9) 障がい者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (10) 障がい者からの意思の表明を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第16条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 市民は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 市は、市民及び事業者が前2項に規定する必要かつ合理的な配慮を行うときは、支援するよう努めるものとする。

(令6条例13・一部改正)

(相談)

第17条 市は、障がい者を理由とする差別に関する相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該相談に係る関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関に通知、通報等を行うこと。

(あっせん)

第18条 障がい者(障がい者自らの意思を表明することが困難である場合にあつては、当該障がい者の家族その他の関係者)は、自己に対する事業者による第15条又は第16条第3項の規定に違反する行為(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案について、前条の相談によって解決されないときは、市長に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんでを求める申立てをすることができる。ただし、家族その他の関係者が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

(令6条例13・一部改正)

第19条 市長は、前条の規定による申立てがあつたときは、あっせんを行う必要がないと認めるとき、又はあっせん対象行為に係る事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、栃木市障がい者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)に、あっせんを行わせるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあっせんを行うため必要があるときは、あっせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(勧告)

第20条 委員会は、あっせん案が提示された場合において、あっせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あっせん案を受諾しないときは、市長に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第21条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、勧告の内容及び公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(栃木市障がい者差別解消推進委員会)

第22条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、並びに市長の諮問に応じ、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する事項について調査審議並びに情報の交換及び協議を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、障がい者を理由とする差別の解消の推進に必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障がい者又はその家族

(3) 社会福祉関係団体の関係者

(4) 事業者

(5) 医療、福祉、保健又は教育関係機関の関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第23条 市は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条から第21条までの規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。